

**千葉県最低賃金が時間額
1,076円に改正されました**

圏千葉労働局賃金室

☎043(221)2328

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されました。

令和6年10月1日から

時間額 1,076円

（従来の1,026円から50円引き上げ）

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



↑千葉労働局
ホームページ

全国一斉

**「女性の人権ホットライン」
強化月間**

圏千葉県人権擁護委員連合会事務局

（千葉地方法務局人権擁護課内）

☎043(247)3555

夫・パートナーからの暴力やストーカー等の女性をめぐる各種の人権問題について、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、全国一斉に人権擁護委員が「女性の人権ホットライン」を通じて、次のとおり相談に応じます。

とき 11月13日(水)～19日(火)

平日

午前8時30分～午後7時

11月16日(土)・17日(日)

午前10時～午後5時

相談専用電話「女性の人権ホットライン」

☎0570(070)810



募集



令和7年度

**児童クラブ加入申込を
受け付けます**

圏園健康こども課こども班

☎(82)3400

小学生児童を対象に、授業終了後や長期休業中に、保護者が労働・疾病・看護などにより家庭で児童の保育が困難な場合、児童クラブで児童の保育などを行っています。

令和7年度の加入申込を次のとおり受け付けますので、希望する方は、児童クラブ加入申込書を提出してください。

詳しくは、町ホームページをご覧いただくか、健康こども課へお問い合わせください。

対象学年

令和7年4月に小学新1年生から新6年生までになるお子さん

※申請者が多い場合は、児童の学年、保護者の就労状況等を総合的に配慮し決定します。受付期間内に申し込みがない場合など、状況によっては入所をお待ちいただく場合があります。

受付期間

・12月2日(月)～6日(金)

午前9時～午後5時

・12月7日(土)

午前9時～正午

※就労等により、受付期間内の提出が難しい方は、ご相談ください。

提出場所

健康づくりセンター「プラム」

親子であつまれ！

**「親子で生花のクリスマス飾り
を作ろう」受講生募集**

圏園社会文化課生涯学習班

☎(84)1358

お子さんと一緒に楽しい時間を過ごしてみませんか。

とき 12月7日(土)

午前10時～11時

ところ 町民会館 学習室

対象者 町内の4歳～小学生2年生と保護者

定員 10組(定員になり次第締切)

参加費 親子1組(2人)1,000円

申込方法 11月22日(金)までに社会文化課へ申し込み

持ち物 ハサミ

